

石岡市告示第90号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月21日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件 名	令和6年度 遺物保存用キャビネット購入
履行場所	石岡市 柿岡5680番地1 地内
業務概要	「積算資料」のとおり ※入札情報サービス（P P I）より閲覧すること。
契約期間	契約日の翌日から令和7年3月30日まで（標準納入期間50日間）
履行期間	上記「契約期間」と同じ
予定価格	金1,325,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定しない。
入札保証金	一般競争入札公告共通編（物品納入・役務の提供等）【事後審査型】（令和5年石岡市告示第366号）（以下、「共通編」という。）による。（11参照）
契約保証金	共通編による。（11参照）
発注担当課	教育委員会事務局 文化振興課

2 競争入札参加資格	
本入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
所在地要件	石岡市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。
競争入札参加資格(1)	共通編による。（1参照）
競争入札参加資格(2)	令和6・7年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請の有資格者名簿に登載されていること。
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和7年2月13日（木）午後5時まで
(2) 閲覧方法	入札情報サービス（P P I）よりダウンロードすること。

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間	公告日から令和 7 年 1 月 27 日（月）午後 5 時まで
(2) 質疑方法	共通編による。（3 参照）
(3) 質疑提出先	教育委員会事務局 文化振興課 電子メール bunkashinkou@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-43-1117 電話番号 0299-43-1111
(4) 回答期間及び回答方法	令和 7 年 1 月 28 日（火）までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページに掲載する。
(5) 同等品確認	入札に参加するものは同等品確認書を担当課へ提出し、納品を予定する物品の仕様について事前に示し、担当課の承諾を得ること。 提出先 上記質疑書の提出先と同じ 提出期限 令和 7 年 1 月 27 日（月）午後 3 時まで 回答期限 令和 7 年 1 月 28 日（火）

5 入札参加申請 本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	共通編による。（4 参照）
(2) 申請期間	令和 7 年 1 月 22 日（水）午前 9 時から 令和 7 年 1 月 28 日（火）正午まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
(3) 入札参加申請時の添付書類	共通編による。（4 参照）

6 入札方法等	
(1) 入札方法	共通編による。（5 参照）
(2) 入札書の受付期間	令和 7 年 1 月 29 日（水）正午から 令和 7 年 2 月 12 日（水）午後 5 時まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
(3) 紙入札の書類提出先	共通編による。（5 参照）
(4) 入札書の受付期間終了までに提出する書類	共通編による。（5 参照）
(5) その他	共通編による。（5 参照）

7 入札（開札）

(1) 入札（開札） 日時	令和 7 年 2 月 14 日（金）午前 9 時 40 分
(2) 入札（開札） 場所	石岡市役所 本庁舎 1 階 103 会議室 茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1
(3) 入札（開札） の立会い	共通編による。（6 参照） 申請書の提出期限： 令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 3 時まで
(4) 入札結果の 公表	共通編による。（6 参照）

8 落札候補者の決定方法
共通編による。（7 参照）

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期間	共通編による。(8 参照)
(2) 提出書類	ア 一般競争入札参加申請書 (※押印は不要です。) イ 一般競争入札参加申請資料
(3) 提出方法	共通編による。(8 参照)
(4) 事後審査方法	提出された上記書類ア・イにより審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）
共通編による。（9 参照）

11 入札の無効
共通編による。（12 参照）

12 その他
(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、共通編によるものとする。
(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。